

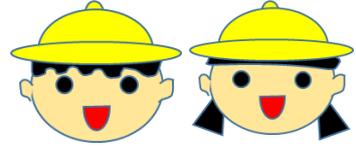
令和8年度 就学援助制度のお知らせ

山口市教育委員会

本市では、経済的理由によって、小・中学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方に対し、就学に必要な費用の援助を行っています。

この制度の利用を希望される方は、このお知らせをよくお読みのうえ、お申込みください。

※毎年申請が必要です! 昨年度認定の方も、必ず令和8年度の申請をしてください。



対象者要件

小・中学校に在籍している児童生徒の世帯が次の①～③のいずれかに該当する場合

- ① 次のいずれかに該当する方（年度途中で要件を失った場合は、学校教育課へお知らせください。）
 - ア. 児童扶養手当を受給している方
 - イ. 令和8年度の市民税が非課税または減免されている方（条件有）
 - ウ. 令和8年度の個人事業税、固定資産税、国民健康保険料のいずれかが減免されている方
 - エ. 世帯の被保険者全員の国民年金保険料が全額免除されている方
 - オ. 生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会の制度）を受けている方
 - カ. 生活保護を受けていたが最近停止または廃止になった方
- ② ①以外の方で、収入要件による認定基準を満たす方（裏面「認定基準額の目安」参照）
- ③ ①、②以外の方で、今年になって、病気・失業等により収入が激減された方

申請手続き等

(1) 申請受付開始日 **令和8年4月1日(水)**

※ 年度内は随時申請を受け付けていますが、**支給対象は申請を受理した月から**となります。

《例》4月1日(水)～4月30日(木)までに申請された場合：4月分から支給となります。

5月1日(金)～5月31日(日)までに申請された場合：5月分から支給となります。

※ 新入学学用品費は、**4月30日(木)までに申請された新1年生のみ**支給対象。(入学前支給を受けられた方を除く)

(2) 申請方法

○電子申請

電子申請はこちら⇒

※ただし、申請要件が以下の場合に限りです。

- ・児童扶養手当を受給している方
- ・収入要件による認定基準を満たす方

(令和8年1月1日時点で山口市にお住まいの方)



○窓口での申請 **8時30分～17時15分 土・日・祝日を除く**

学校教育課	山口市亀山町2番1号	TEL: 083-934-2862
小郡総合支所総合サービス課	山口市小郡下郷609番地1	TEL: 083-973-8145
秋穂総合支所総合サービス課	山口市秋穂東6570番地1	TEL: 083-984-8023
阿知須総合支所総合サービス課	山口市阿知須2743番地	TEL: 0836-65-4114
徳地総合支所総合サービス課	山口市徳地堀1561番地1	TEL: 0835-52-1121
阿東総合支所総合サービス課	山口市阿東徳佐中3417番地2	TEL: 083-956-0994

(3) 申請に必要なもの

◆申請者名義の口座情報がわかるもの

以下に該当する場合に必要なもの（「対象者要件」の証明に要する書類）

対象者要件①に該当する場合

ア. 児童扶養手当証書 イ. 令和8年度所得課税証明書（詳しくはお問い合わせください）

ウ. 個人事業税、固定資産税、国民健康保険料のいずれかの減免決定通知 エ. 国民年金保険料免除通知（世帯の被保険者全員分） オ. 生活福祉資金を受けていることがわかる書類

対象者要件②に該当する場合

令和8年1月1日時点で、他市にお住まいだった方は、令和7年中の収入が確認できる書類（令和8年度所得課税証明書）を後日提出してください。

対象者要件③に該当する場合 詳しくはお問い合わせください。

認定基準額の目安

基準額は、お子さまと生計同一の人数、年齢などにより異なりますが、目安として、一例を下表に示しております。

単身赴任等の場合も生計同一として計算します。なお、個別の基準額については、お答えできかねますので御了承ください。

【モデル世帯の認定基準額】 ※前年の世帯収入が下記の金額未満である区分に該当することとなります。

(単位:円)

区 分	区分1	区分2	区分3
5人家族 父40歳、母39歳、中1、小5、就学前(4歳)	3,949,296	4,556,880	5,680,908
4人家族 父40歳、母39歳、小5、就学前(4歳)	3,185,316	3,675,360	4,581,948
3人家族 父40歳、母39歳、小5	2,764,008	3,189,240	3,975,912

援助の内容

下記の金額は予定額です。

(単位:円)

	区分1				区分2				区分3	
	小学校		中学校		小学校		中学校		小学校	中学校
	1年	2~6年	1年	2~3年	1年	2~6年	1年	2~3年	全学年	
給食費	実費				実費の2分の1				実費の2分の1	
学用品費	16,300		27,900		—				—	
新入学学用品	57,060	—	63,000	—	57,060	—	63,000	—	—	
修学旅行費	実費 (22,690以内)		実費 (60,910以内)		実費 (22,690以内)		実費 (60,910以内)		—	
校外活動泊無	実費 (1,600以内)		実費 (2,310以内)		—				—	
校外活動泊付	実費 (3,690以内)		実費 (6,210以内)		—				—	
医療費	実費				実費				実費	

※区分1には、対象者要件①の対象者を含みます。()は支給上限額。

※生活保護受給中の方は、修学旅行費・医療費のみが援助の対象となります。

★**新入学学用品費**…小学校6年生である児童の就学援助費の申請は新入学学用品費の入学前支給の申請を兼ねており、中学校1年生の欄にある新入学学用品費が中学校入学前の時期に前倒して支給されます。なお、入学前に支給を受けられた場合、新1年生になってからの支給はありません。

★**修学旅行費・校外活動費**…実施日までに申請を受理されている方が支給対象となります。

★**医療費**…学校の健康診断において治療の指示を受けた以下の疾病に限り、治療に係る自己負担分を援助します。

トラコーマ、結膜炎(感染性のものに限る)、白癬、疥癬及び膿かしん(とびひ)、中耳炎(滲出性を含む)、慢性副鼻腔炎(急性は対象外)、アデノイド、寄生虫病、う歯(むし歯)
 ※ただし、8月末までに初診を受けたものに限る

【お問い合わせ先】 山口市亀山町2番1号 山口市教育委員会事務局学校教育課

☎学務担当：083-934-2862